

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 彦根駅前おもてなしストリート出店募集要項

1. 目的

滋賀県道 5 1 7 号線（旭町西交差点～護国神社交差点）において歩行者天国を実施することにより、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ主会場地に相応しい雰囲気を作り上げるとともに、高齢者も障害者も、安全・安心に移動できる動線を確保する。

2. イベント概要

実施日時	わた SHIGA 輝く国スポ 総合開会式日 開場～開式通告 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 彦根駅前おもてなしストリート 令和 7 年 9 月 28 日（日） 11 時 15 分～15 時 15 分 ※雨天決行、荒天中止
場所	滋賀県道 5 1 7 号線（旭町西交差点～護国神社交差点）

3. 募集内容

（1）出店日

令和 7 年 9 月 2 8 日（日）

（2）出店場所

滋賀県道 5 1 7 号線（旭町西交差点～護国神社交差点）

別紙「出店場所図」のとおりとし、出店位置は抽選にて決定する。

（3）営業時間・搬入搬出時間

ア 営業時間：11 時 15 分～15 時 15 分まで

イ 搬入時間：7 時 30 分～10 時 30 分まで

※準備は当日の朝のみ

ウ 搬出時間：営業時間終了後～17 時 00 分まで

※営業時間終了まで車両移動不可

※搬入・搬出の詳細については、出店事業者に別途通知する。

（4）出店サイズ及び募集数

ア ①テント出店：1 7 店舗程度

※1 区画あたりの面積は概ね 1.5 間×2 間（2,700×3,600）とする。

イ キッチンカー：3 台程度

※主たる販売品目の種類が主食・軽食を 3 台程度

(5) 出店料

無料

4. 募集スケジュール

応募から出店までのスケジュールは以下のとおりとする。

項目	期日	備考
応募締切	7月18日(金)	事務局へ申込書を提出
選定結果通知	7月28日(月)頃	メールにて通知
出店	9月28日(日)	

5. 応募について

(1) 応募要件

【テントによる出店】

応募要件は、次の要件すべてを満たす者とする。

ア 滋賀県内に住所を有する個人、団体、または滋賀県内に事業所を有する法人

イ 出店用機材等（発電機等）は出店事業者が用意すること。

ウ 販売品目は飲食物、土産、生活用品、子ども向け玩具等の販売などに限る。

ただし、酒類たばこ、青少年に有害と思われるもの、コピー商品など事務局が不適当と判断したものは販売禁止とする。

エ 食品出店の場合、食品衛生法に基づく営業許可を有しているもの。

オ 食品出店の場合、食品衛生責任者の資格を有する者が1名以上いること。

カ 食品出店の場合、食品衛生法に基づき、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理ができ、衛生的に販売品を取り扱うことができること。

キ 任意の賠償責任保険への加入など事故発生時に十分な対応ができる措置を講じること。

ク テント出店事業者及び従業員は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはその他これらに準ずる者でないこと。

【キッチンカーによる出店】

応募要件は、次の要件すべてを満たす者とする。

ア 応募者はキッチンカー事業者であること。

イ 滋賀県内でキッチンカーの営業に係る必要な許可を有すること。

ウ 販売する商品は、飲食店営業（ただし、自動車営業に限る）として、滋賀県内での食品営業許可を得ている飲食物のみとする。ただし、酒類等事務局が不適当と判断したものは販売禁止とする。

エ 食品衛生責任者の資格を有する者が1名以上いること。

オ 食品衛生法に基づき、H A C C P（ハサップ）に沿った衛生管理ができ、衛生的に販売品を取り扱うことができること。

カ 生産物賠償責任保険（P L 保険）への加入など事故発生時に十分な対応ができる措置を講じること。

キ キッチンカー事業者及び従業員は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはその他これらに準ずる者でないこと。

（２） 提出書類

テント出店者	キッチンカー出店者
・ 出店申込書 ・ 誓約書 ・ 開店状態がわかる写真 ・ 営利目的の食品出店の場合、食品衛生法に基づく営業許可書の写し	・ 出店申込書 ・ 誓約書 ・ 開店状態がわかる写真 ・ 食品営業許可証の写し ・ 自動車検査証の写し ・ 生産物賠償責任保険(P L 保険)の写し

（３） 応募方法

上記（２）提出書類をメールにて提出すること。

〈提出先〉

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 駅前にぎわい創出事業 事務局

（受託者：近畿日本ツーリスト株式会社 滋賀支店）

メール：shiga@or.knt.co.jp

電話番号：075 - 221 - 7401（平日 10:00～17:00）

※近畿日本ツーリスト株式会社 京都支店

（４） 応募締切

令和7年7月18日（金）

6. 出店者の選定

（１） 出店事業者の選定方法等

ア 事務局は応募内容を確認し、応募要件を満たしていると認められた場合は、その応募者を出店事業者とし、出店位置については抽選により決定する。

イ 応募者が募集を上回った場合は、抽選により選定するものとする。

（２） 結果通知

結果通知は、応募者に対し出店申込書に記載された連絡先へ電子メール等にて送付する。

7. 遵守事項

出店事業者は遵守事項に従うこと。遵守事項や事務局の指示に従わない場合には、出店許可を取消すことがある。

- (1) イベント参加者等へ危険がないよう配慮し、安全対策を講じること。
- (2) 食品出店となる事業者は、出店決定通知を受けたときは、速やかに保健所での必要な手続きを行うこと。
- (3) 食品出店となる事業者は、店舗内に手洗い場を設置して消毒できる環境を整え、衛生に十分注意すること。
- (4) 事務局及び関係機関へ必要書類の提出・届出をする際は、期限を守り、適正に手続きを行うこと。
- (5) 保健所や消防からの検査に対応すること。また、必要な措置を指示された場合には従うこと。
- (6) 出店に係る権利を他人に譲渡または委託しないこと。
- (7) 出店時間中は、事務局が交付する「出店許可書（出店申込書兼誓約書）」を常に見える位置に提示すること。
- (8) 店の意匠や販売員の服装が周囲の景観と著しく不調和でないこと。
- (9) 営業に必要な電気や水等は、出店事業者が自ら用意すること。
- (10) 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。また、イベント参加者等の迷惑とならないよう、騒音、振動、異臭等の発生防止に努めること。
- (11) 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店事業者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を事務局へ報告すること。
- (12) 政治的又は宗教的な勧誘活動及び宣伝活動を行わないこと。
- (13) 出店事業者は、自己都合により出店を中止する場合は、事務局へ報告すること。
- (14) 出店事業者は、出店場所その周辺を適宜清掃し、美化維持に努めること。
- (15) 出店事業者が排出したごみは出店事業者が持ち帰り、処分すること。
- (16) 出店により生じた排水は、出店事業者が持ち帰り、処分すること。
- (17) 食品のアレルゲン表示を適切に行うこと。
- (18) 食中毒が発生した場合は、食品衛生法等に基づく対応をするとともに、速やかに市へ報告し、出店事業者の責任のもと誠意をもって対処すること。

8. 問い合わせ先

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 駅前にぎわい創出事業 事務局
(受託者：近畿日本ツーリスト株式会社 滋賀支店)

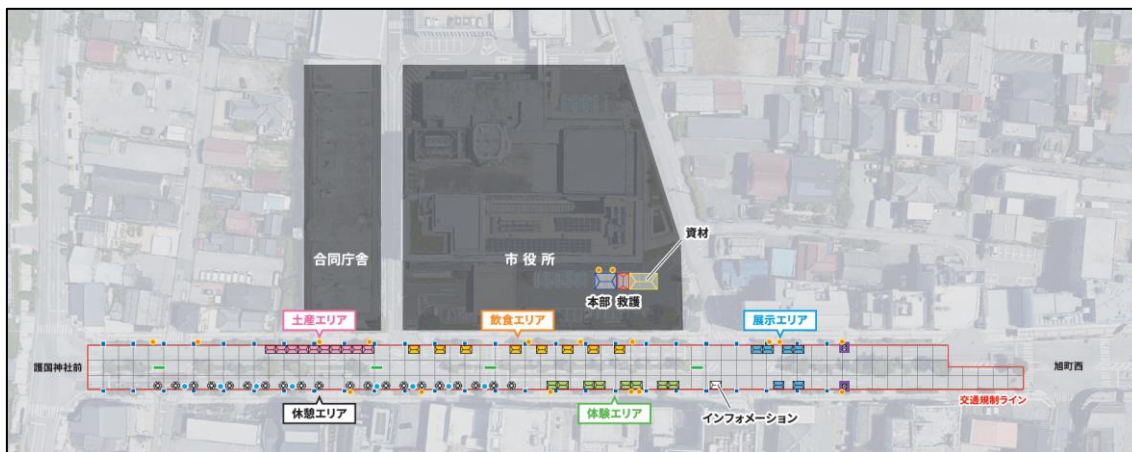
メール：shiga@or.knt.co.jp

電話番号：075 - 221 - 7401 (平日 10:00～17:00)

※近畿日本ツーリスト株式会社 京都支店

【別紙】

▼出店場所図（想定）



▼ブース備品（想定）

